

## 社会福祉法人 鶴寿会 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 鶴寿会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与等が支給されている役員等及び勤務実績のない役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (役員報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額とする。

### (費用弁償)

第4条 役員等が理事会および評議員会または監事監査等に出席する場合、旅費を支給する。ただし、役員等が職員である場合には、これを支給しない。

- 2、当該旅費の金額は、一律5,000円とする。
- 3、役員等が法人業務のために出張したときは、その費用の実費を弁償する。
- 4、前項の費用弁償の額は社会福祉法人鶴寿会役員旅費規程並びに旅費規程に定める。

### (改正)

第5条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

この規程は平成30年2月1日より施行する。

この規程は令和3年6月9日より施行する。

別表第1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事	月額 2,000,000 円